

## 「雇用管理に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針」の改正に関する意見の再募集について

平成24年4月13日  
厚生労働省  
労働政策担当参事官室

当省では、個人情報保護法（平成15年法律第57号）第8条の規定に基づき、「雇用管理に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針」を定め、雇用管理に関する個人情報の適切な取扱いを要請しています。

今般、標記ガイドラインの改正案について、平成24年3月13日（火）から同年4月12日（木）までの間、意見募集を行いました。この期間中に改正案に技術的修正が生じたため、再度の意見募集をいたします。

つきましては、修正案にご意見がございましたら、下記要領にてご提出下さい。修正箇所は案文中に見え消しにしています。修正箇所以外の部分にかかるご意見は、今回の募集の対象外です。

### 記

#### 1 意見公募期間

平成24年4月13日（金）から平成24年4月19日（木）まで（必着）

#### 2 資料の入手方法

厚生労働省のホームページ（<http://www.mhlw.go.jp>）の「パブリックコメント」欄及び電子政府の総合窓口 e-Gov（<http://www.e-gov.go.jp>）の「パブリックコメント」欄に掲載します。

#### 3 意見の提出方法

ご意見は、次のいずれかの方法で送付願います。なお、ご意見を正確に把握する必要があるため、電話での受付はできませんのでご了承下さい。

○電子政府の総合窓口（e-GOV）の意見提出フォームを使用する場合

「パブリックコメント：意見募集中案件詳細」画面の意見提出フォームへのボタンをクリックし、「パブリックコメント：意見提出フォーム」より提出を行って下さい。

○郵送の場合

別紙の意見提出用紙に明記の上、以下まで郵送してください。

〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2

厚生労働省政策統括官付労働政策担当参事官室政策第二係あて

○FAX の場合

別紙の意見提出用紙に明記の上、以下まで送信してください。

FAX 番号 03-3502-5395

厚生労働省政策統括官付労働政策担当参事官室政策第二係あて

#### **4 意見提出上の注意**

- 提出いただくご意見は日本語に限ります。
- ご記入いただいた氏名（法人等にあってはその名称）、住所（所在地）、電話番号、メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。
- お寄せいただいたご意見について、個別の回答はいたしかねます。また、ご意見は原則として、個人又は法人の属性に関する情報を除き、公開させていただきますので、あらかじめご了承ください。